

公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|----------------|----------------|---|------------|------------------|-----|-----|
| 平成30年 7月9日 | 平成30年 7月23日 | H30. 6. 12付大北福第219号・大福祉第739号不存在による非開示決定の理由に「…メールは存在したが保存期間が経過したため…」とある。この保存期間が確認できる文書。ただし、制度を所管する総務局保有分。 | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |
| 平成30年 7月17日 | 平成30年 7月31日 | 開示・公開請求での審査請求において、審議（査）会諮問通知書を作成しているが、弁明書を作成していない案件の①審査請求書および②弁明書を作成していない特段の理由が確認できる文書。ただし、各所属保有分についてで、H30. 7. 9付大総務第21号、H30. 7. 11付大人事第6号、H30. 7. 12付大福祉第1126号、H30. 7. 12付大北福第349号、H30. 7. 12付大北健第74号による開示決定を除く。 | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |
| 平成30年 7月30日 | 平成30年 8月13日 | 市民の声の取扱い（マニュアル等）に「2. 申出人と本市との間で係争中のものや同案件について判決のあったもの」は、いわゆる市民の声として扱わないとある。この「…係争中のものや…判決のあったもの」について審査請求（開示・公開請求）を含むか等、具体的に解釈を示した文書。 | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |
| 平成30年 7月30日 | 平成30年 8月13日 | H30. 6. 25付大総務第e-50号の不存在理由に「…その内容が係争中に関するものであったため…「市民の声」としては扱わずに…」とある。係争中を理由に市民の声として扱わなかった案件についての①決裁文書および②その係争中案件が確認できる文書。ただし、大阪市保有のすべて。 | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |